

尼崎市の再生と 発展をめざして

— 平成22年4月 —



- ・市財政の現状と課題
- ・“あまがさき”行財政構造
改革推進プランの概要
- ・平成22年度主要施策

— 目 次 —

はじめに	1
第1章 市財政の現状と課題.....	1
1 尼崎市の予算.....	1
2 市税収入ほか主な歳入の状況.....	2
3 高い水準で推移する義務的経費.....	4
4 大幅に抑制している投資的経費.....	5
5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高.....	6
6 硬直化した財政構造.....	7
第2章 “あまがさき” 行財政構造改革推進プランの概要.....	8
1 策定の目的及び背景.....	8
2 財政健全化のレベル.....	9
3 今後の収支見通しと構造改善の考え方.....	10
4 財政基盤と住民自治基盤の確立.....	11
5 改革改善項目.....	12
目標1 「財政の健全化」	12
目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」	19
目標3 「行政経営システムの構築」	21
改革改善の取組一覧	24
第3章 主要な施策.....	28

はじめに

尼崎市では、平成20年度以降において、さらなる財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立に努めていくため、「あまがさき”行財政構造改革推進プラン”」を策定し、改革改善の実施に取り組んでいます。

しかし、尼崎市の財政状況は、一昨年来の経済不況の影響を受け、法人市民税の大幅な減収や生活保護費の増加など、これまでの慢性的な赤字体質に加えてこれらの負の要因が重なり、さらに硬直化した状況となり、極めて危機的な状態にあると言えます。

こうしたことから、市債（借金）の発行や基金（貯金）の取崩しなどの財源対策を講じなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）の規模で行財政運営を行っていく必要があります。改革改善の取組を着実に実行していくとともに、また一方で少子高齢化の進行や生活における安全安心に対する不安の解消など、新たなニーズにも的確に対応していく必要があります。

改革改善を進めていくためには、市役所の努力に加え、市民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。市民の皆様に、これら状況の説明とご意見をいただく一助とするため、この冊子を作成いたしました。

第1章 市財政の現状と課題

1 尼崎市の予算

本市の予算は、一般会計、特別会計、公営企業会計という3つの会計（グループ）に分かれており、平成22年度当初予算の3会計の合計額は4,132億円となっています。

区 分	22年度当初予算
一 般 会 計	1,881億円
特 別 会 計	1,862億円
企 業 会 計	389億円

- ・ 一般会計とは、市税を主な財源として、福祉や教育、学校や公園の整備など、さまざまな分野の仕事をを行うための会計のことで、多くの事業やサービスは一般会計で行っています。
- ・ 特別会計とは、介護保険や国民健康保険のように、保険料などの特定の収入により特定の事業を行うために、一般会計と区分して設けている会計です。
- ・ 企業会計とは、水道やバスなどのように事業収入により経営を行うために、一般会計と区分して設けている会計です。

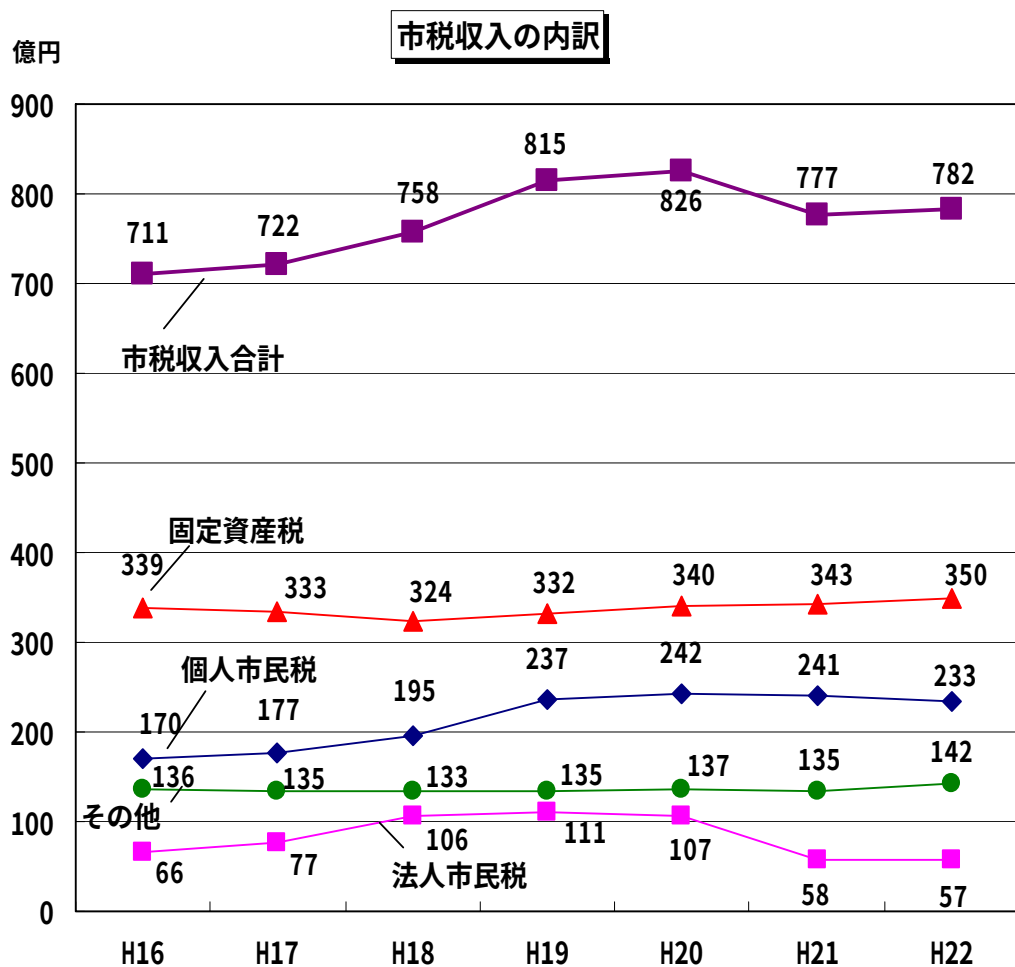
一般会計は、平成22年度当初予算で1,881億円となっており、そのうちの約1,044億円が市税などの一般財源（使いみちが決まっていない、市が自由に使えるお金）です。

残りの約837億円は、国や県からの補助金などの特定財源（使いみちが決まっているお金：例えば、学校や公園を整備する場合に、国から交付される補助金などで、学校や公園の整備のために使うお金）です。

2 市税収入ほか主な歳入の状況

市税収入は、一昨年来の経済不況の影響により、法人市民税が大幅に減少。地方交付税等を含む主な歳入の一般財源も国の改革の影響等により、平成 19 年度以降大幅に減少。

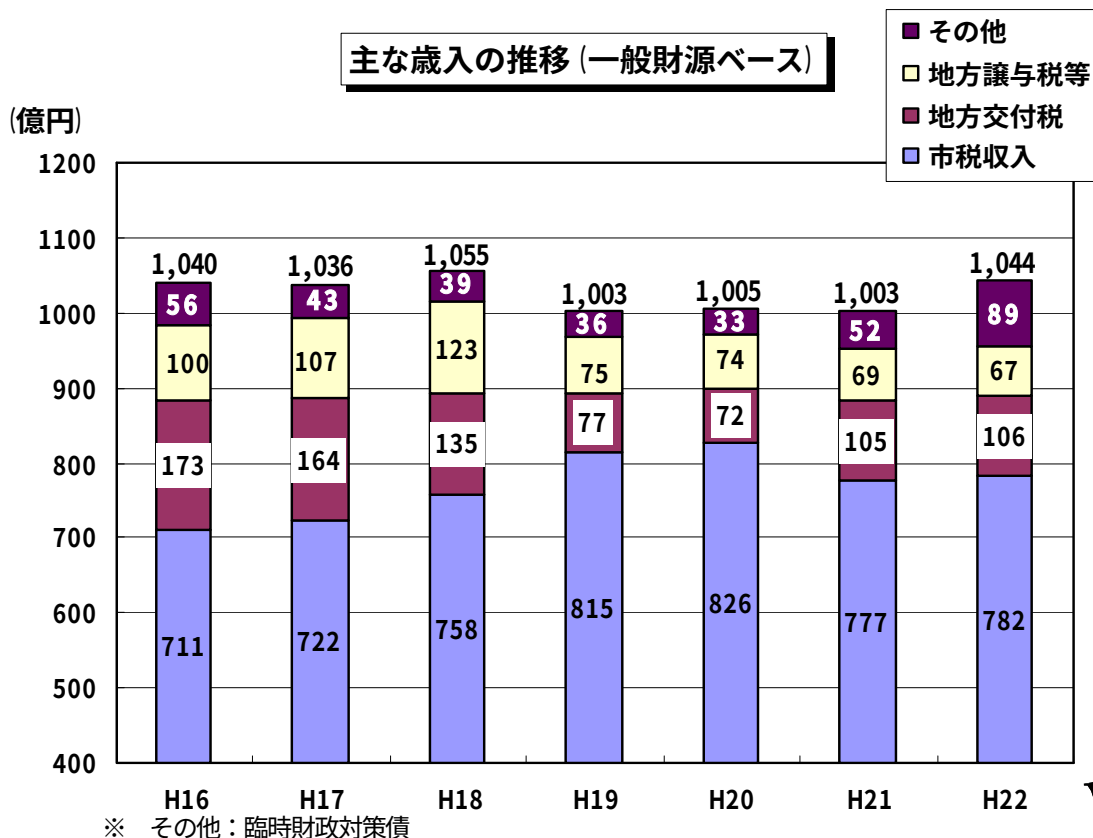
歳入の根幹である市税収入は、平成 16 年度を境に増加傾向にありましたが、世界的な経済不況の影響による企業収益の減等から、平成 21 年度以降は法人市民税を中心に、大幅な減少となっています。



※ 各年度の数値は決算額。ただし、21年度は2月補正後予算額、22年度は当初予算額（以下同じ。）

Q 主な歳入の一般財源（財産売払収入、財源対策等を除く）は、どのような状況ですか。

A 市税収入は、経済不況の影響により、平成 21 年度以降は大幅に減少しています。また、地方交付税やその他（臨時財政対策債）を加えた「主な歳入の一般財源」も国の改革の影響等により、平成 19 年度以降大幅に減少しています。（但し、平成 22 年度は臨時財政対策債 89 億円の中に、単年度限りとして 37 億円が含まれています。）



— 用語解説 —

一般財源：財源の使途（使いみち）が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも使うことができる財源のことです。市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

地方交付税：全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

地方譲与税：国税として徴収されるものの、実質的には地方公共団体の財源とされているものについて国から交付されるものです。地方道路譲与税や自動車重量譲与税などがあります。

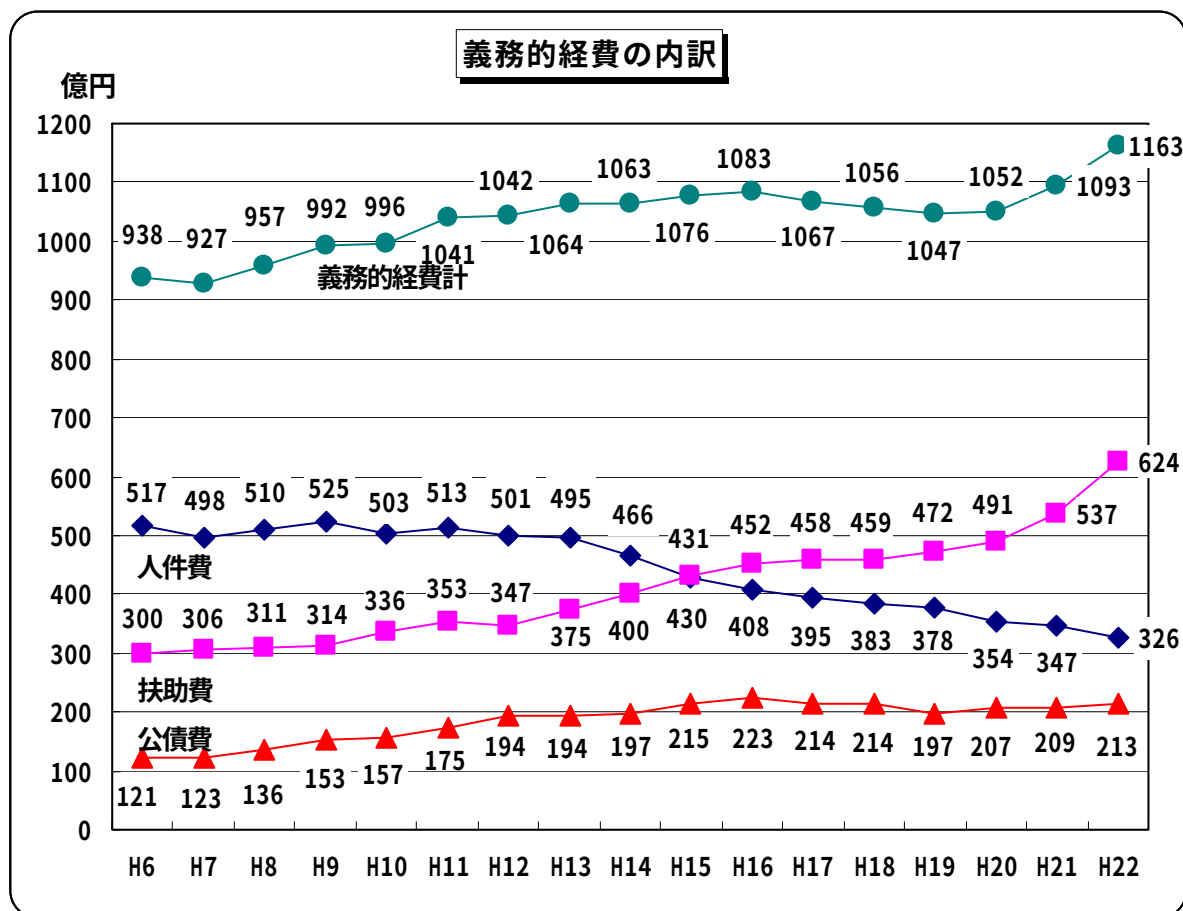
臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、特例的に発行可能な地方債のことで、発行可能額は普通交付税と合わせて算定されます。

財源対策：歳入の不足分を補うために、基金（貯金）の取崩しや市債（借金）の借入れなど、緊急避難的な措置を行うことです。

3 高い水準で推移する義務的経費

人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、依然として高い水準となっています。

義務的経費のうち、人件費は職員定数や職員給与費の削減などにより減少していますが、生活保護費、児童扶養手当、児童手当（22年度からはこども手当）などの扶助費は大幅に増加しています。市債（借金）の償還である公債費は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興などに発行した市債の影響により、高い水準となっていますが、ここ数年は投資的経費の抑制等により横ばい傾向にあります。



※ 義務的経費の公債費は、借換債・NTT無利子貸付分を除いています。



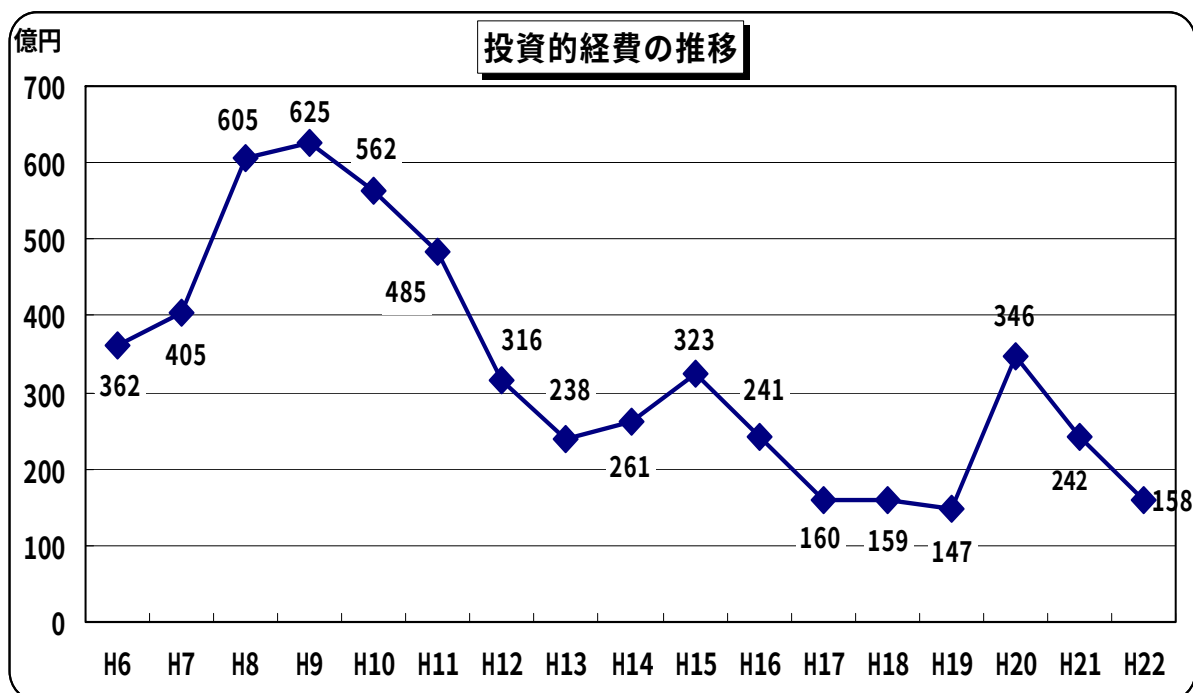
家計にたとえると

子どもの養育費、家や車のローンなど固定的な支出が、家計を圧迫している状態が続いています。

4 大幅に抑制している投資的経費

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業を最優先課題に取り組んできましたが、ここ数年大幅に抑制しています。

投資的経費は、阪神・淡路大震災直後は復旧・復興事業を最優先課題として取り組んできましたが、ここ数年は大幅に抑制しています。（但し、平成20年度は、346億円の中にアルカイク広場整備事業分の198億円を含んでいます。）しかしながら、今後は公共施設の耐震化など、大規模な投資が見込まれることから、限られた財源の中で計画的に進めていく必要があります。



— 用語解説 —

義務的経費：性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指します。

扶助費：地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額のことをいいます。

公債費：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額のことをいい、過去の債務の支払いに要する経費です。（借りたお金とその利息の支払い額のことです。）

市債：学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方公共団体が政府、銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、この「地方債」のうち、市が調達する資金を「市債」といいます。

投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。



5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高

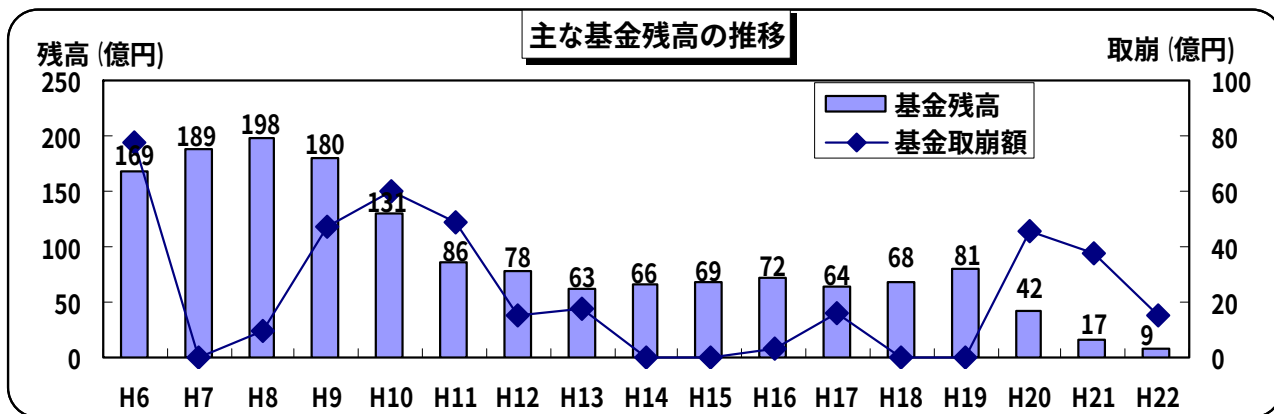
基金残高（22年度末見込み）

9億円（市民一人当たり約2千円）

市債残高（22年度末見込み）

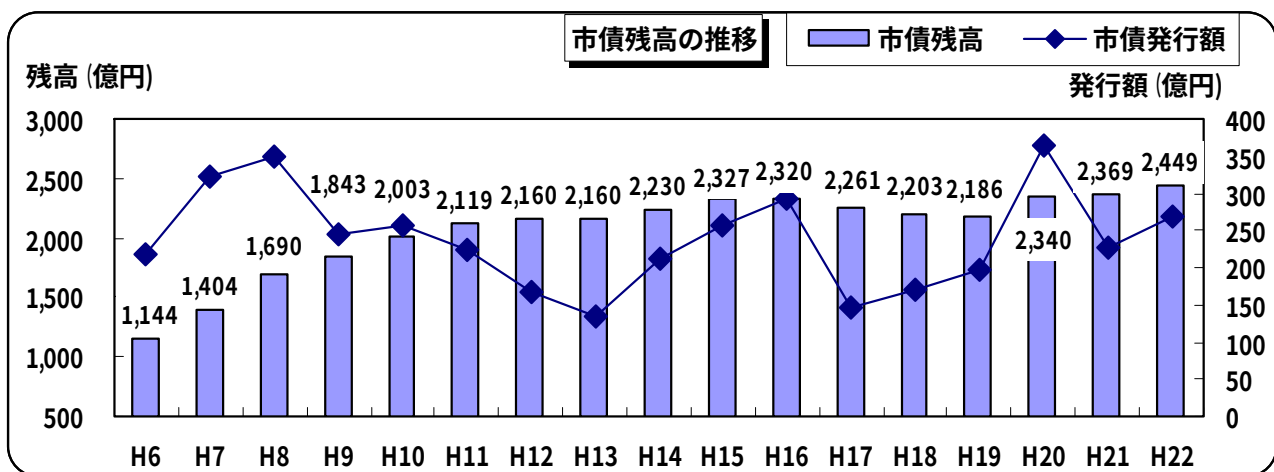
2,449億円（市民一人当たり約5万2千9百円）

基金の残高はほぼ底をついており、取り崩しをすることが難しくなっています。また、市債残高は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に加え、その後も財源対策として、市債を発行してきたことから、多額のままで推移しています。



※1 主な基金とは、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金（17年度末廃止）

※2 22年度は残高見込み



※ 22年度は残高見込み

— 用語解説 —

基金：税収が急激に減少したり、予期せぬ災害が発生した時に備えるもの（積立基金）や、利子を財源に事業を支えるもの（定額運用基金）など、特定の目的のために積み立てられるお金で、家庭での貯金にあたります。

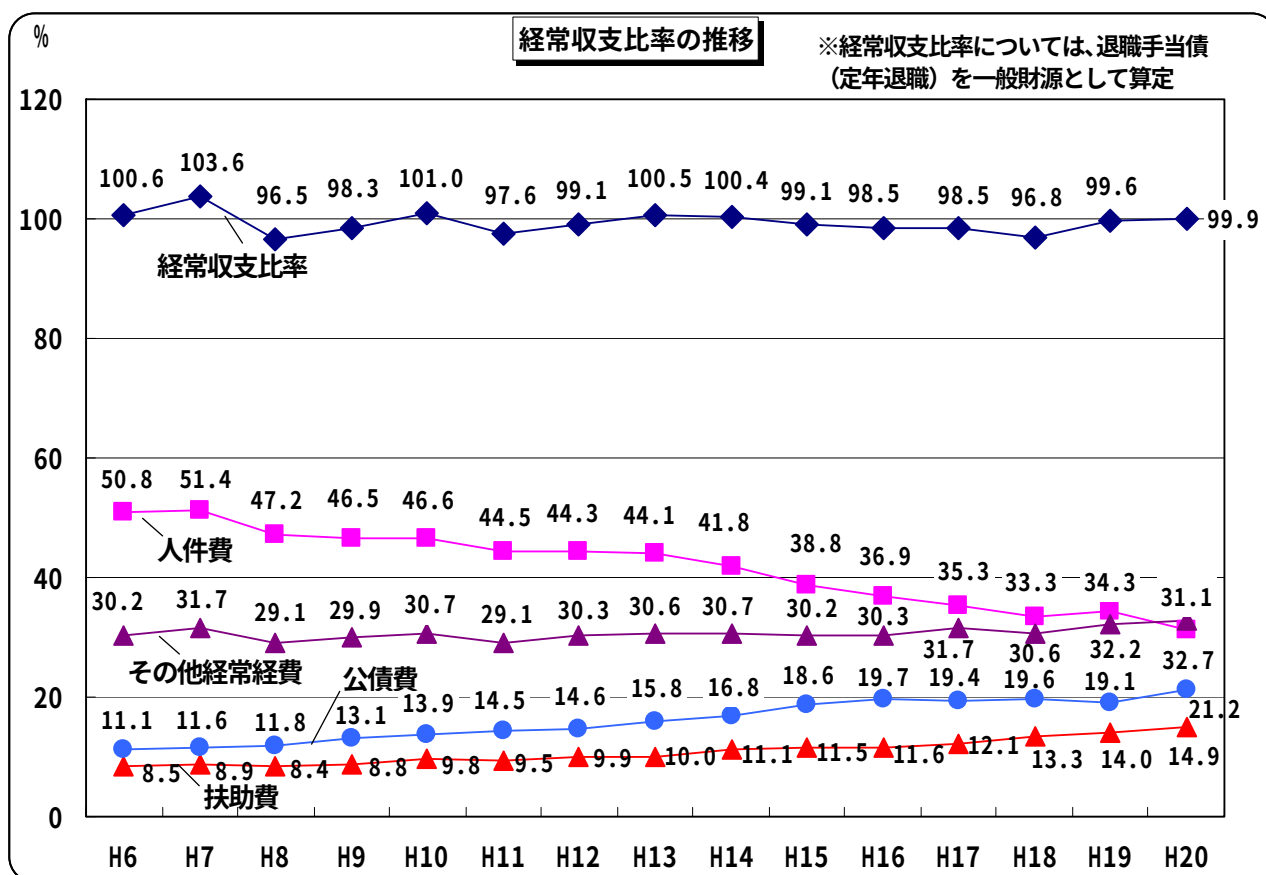


6 硬直化した財政構造

経常的な収入のほとんどが経常的な支出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がない状態（経常収支比率が100%前後で推移する財政構造）

財政の健全性を示す指標の一つである経常収支比率は、人件費の削減等により引き下げる努力はしているものの高い水準で推移しています。

市税や地方交付税などの経常的な歳入のほとんどが、扶助費や公債費、人件費などの経常的な歳出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がないという極めて硬直化した財政構造にあります。



※ 経常収支比率の中で最大の課題であった人件費については、6年度50.8%だったものが20年度には31.1%にまで改善され、大幅な成果を上げていますが、一方で公債費や扶助費などは悪化しており、依然として厳しい状況が続いています。

家計にたとえると

食費、光熱水費、教育費、ローン返済費など毎月支出が必要となる経費を給料だけでまかなうのが精一杯な状態です。こうした経常的な出費に加え、家具や建物の修繕・買替など臨時的に支出が必要な場合は、貯金などをおろしてまかなっている状態です。

第2章 “あまがさき”行財政構造改革推進プランの概要

1 策定の目的及び背景

◇尼崎市ではバブル経済崩壊以降、長引く不況などにより、市税収入や収益事業収入が減少したことなどから慢性的な収支不足をきたし、厳しい財政状況にあります。

平成14年10月に、平成15年度から19年度までの収支を試算したところ、5カ年で累積約800億円の収支不足額が見込まれたため、平成15年2月に「尼崎市経営再建プログラム」を策定し、財政の健全化の取組を進めてきました。その結果、最大の目標であった財政再建団体への転落阻止については回避できることとなりました。

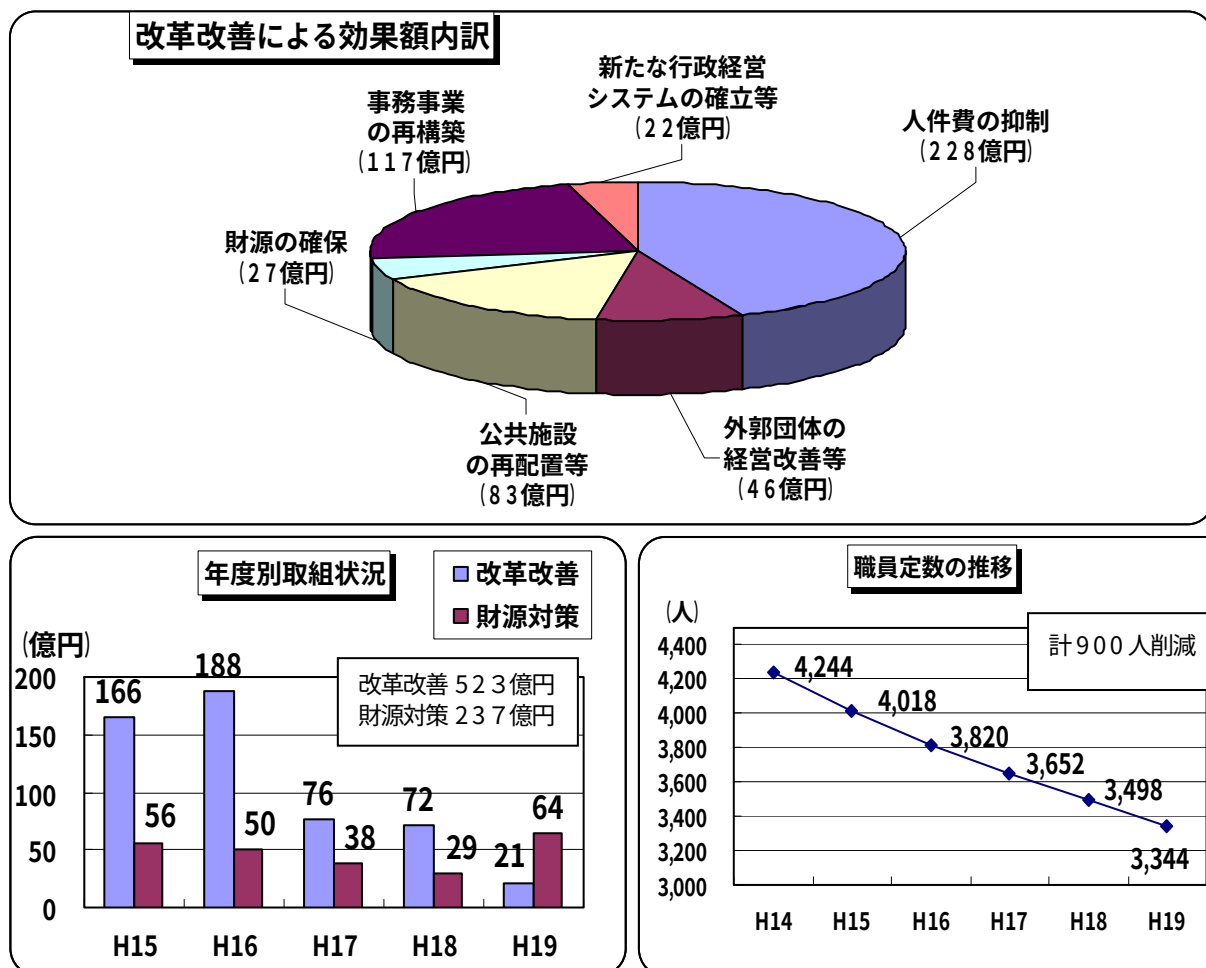
◇しかしながら、現在の状況は、市の借金である市債の活用など多額の財源対策を講じなければ、通常の歳入では歳出を賄うことができておらず、実質的な収支均衡は確保できていない状況です。

◇また、国・県における行財政改革や社会保障制度改革など、外的要因が大きく変わることにより、より厳しい局面を迎えることも視野に入れておく必要があります。

◇一方で、社会をめぐる状況は、少子高齢化の進行や、生活における安全・安心に対する不安が以前に比べて増している状況にあります。

◇こうしたことから、平成20年度から24年度までの5か年を計画期間とする『あまがさき』行財政構造改革推進プラン」を策定し、財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど、住民自治基盤の確立に努めていくこととしています。

・経営再建プログラムでの取組



2 財政健全化のレベル

財政健全化を推進するにあたって、そのレベルをわかりやすく大別すると次のように考えることができます。

レベル1 財政再建団体への転落の恐れがある。

予想される赤字が、自治体としての主体性を維持するための最低限のラインである財政再建ライン（標準財政規模の20%）を超える恐れがあります。

レベル2 形式的な収支均衡の確保が図られている。

財源対策を講じることで、健全財政の基礎的条件である歳入と歳出のバランスが保たれています。

レベル3 実質的な収支均衡の確保が図られている。

見かけ上の収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっています。

レベル4 財政の長期的安定性がある。また、財政構造の弾力性がある。

世代間の公平性にも十分留意し、償還能力に見合った負債管理が行われているなど、持続可能な財政運営の将来展望があります。また、その歳出構造は硬直化したものではなく、バランスのとれたもので一定の新規事業枠等の確保ができています。

レベル5 財政の対応力が十分に備わっている。

不測の経済変動等に柔軟に対応できる、強固な財政基盤が確立されています。
（基金の拡充（標準財政規模の20%）等）



・目指すべき財政健全化のレベル

経営再建プログラムの取組成果などにより、財政再建団体への転落の恐れがある「レベル1」の状況は、当面回避できる見込みですが、現在の本市財政状況は、形式的な収支均衡の確保が図られているものの、多額の財源対策を講じており、「レベル2」の段階にしかない状況です。

そのため、「あまがさき」行財政構造改革推進プランにおいては、実質的な収支均衡の確保が図られている状態にある「レベル3」を目指すこととしています。

3 今後の収支見通しと構造改善の考え方

◇プラン期間中の収支見通しについては、各年度ともに多額の財源対策を講じなければ、歳入と歳出のバランスが取れていない状況にあります。



(1) プラン期間における収支見通し

(一般会計一般財源ベース)

(単位: 億円)

	20年度決算	21年度決見	22年度	23年度	24年度
歳入	市税収入	826	777	782	789
	地方交付税	72	105	106	115
	地方譲与税等	74	69	67	64
	その他 ※1	153	208	156	71
	うち財源対策	91	128	40	
	計	1,125	1,159	1,111	1,039
	うち市税等 ※2	1,005	1,003	1,044	1,020
歳出	人件費	320	313	290	259
	扶助費	142	165	175	178
	公債費	189	188	194	199
	その他経常的経費 ※3	401	413	391	403
	投資的経費	72	80	61	73
	計	1,124	1,159	1,111	1,112
差引収支		1	0	0	▲ 73
					▲ 66

⇒構造改善額反映後の額。H23以降は、H22までの確定した効果額(51億円)を反映

(2) 構造改善効果額

構造改善額	6	21	51	62	66
H20構造改善額	6	6	6	6	6
H21構造改善額		15	15	15	15
H22構造改善額			30	30	30
H23構造改善額				11	11
H24構造改善額					4
構造改善後の差引き収支				▲ 62	▲ 51

※1 使用料・手数料、繰入金、市債等の計

※2 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計

※3 物件費、補助費、繰出金等の計

(参考) 基金残高

年度	残高(億円)
H20末	42
H21末	17
H22末	9

(アルカイク広場分を除く)

4 財政基盤と住民自治基盤の確立

- ◇ 国の権限を地方に移し、地方がその実情に合った適切な業務を行う地方分権が進んでいます。そんな中、地方自治体が自らの意思で地域課題に最適な解決策を見つけ出し、取り組んでいくことが今まで以上に求められています。
- ◇ そのため、このプランでは「財政基盤」と「住民自治基盤」の確立を大きな2本の柱として設定し、さらにそれを実現するために「財政の健全化」「地域社会で支える仕組みづくり」「行政経営システムの構築」という3つの目標を定め、改革改善の取組を進めていきます。



財政基盤の確立

- ◇ 本市の財政構造を、実質的な収支均衡の確保が図られている状態とし、財源対策をしなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）規模となる状況を目指します。
- ◇ 競艇などの収益事業収入や土地売却による収入を基金に積み立てるとともに、市債の発行を抑制するなど、財政規律を確保します。
- ◇ 社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた上で、施策の重点化を図りながら財源等の効率的、効果的配分に努め、財政悪化を招かない行政経営システムの構築を目指します。

住民自治基盤の確立

- ◇ 少子高齢化や情報化、国際化などの社会情勢の変化の中で、多様化・複雑化している地域課題に対し、協働のまちづくりで地域の力を高めることを基本として、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく仕組みづくりを進めていきます。
- ◇ 行政の責任において行うべき生活保護制度などの公的なセーフティネットとともに、おたがいさま、おかげさまの精神により、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組によって、市民が安心できる暮らしを支えていきます。

5 改革改善項目

目標1「財政の健全化」

(1) 財源の確保

① 収入率の向上

収入率の向上・滞納額の縮減は、財政運営上及び税等の負担の公平性の確保の観点からも極めて重要な課題です。

歳入の根幹となる市税等の収入率の向上については、具体的な数値目標を定めて取り組みます。また、長期・悪質な滞納案件について差押え等の法的処分の強化を図るとともに、徴収体制の強化に努めます。

主な項目	取組内容
収入率の向上	市 税 収 入…平成24年度における現年課税分の収入率を98.4%とします。 保育所保育料…平成24年度における現年度分の収入率を98.3%とします。 住 宅 家 賃…指定管理者制度を導入した中で、平成22年度までに現年度分の収入率を97.3%などとします。 国民健康保険料…保険料収納業務の徴収専門業者への一部委託を試行的に導入します。 [方策] 動産や給与等の差押の強化、インターネット公売の実施、徴収嘱託員の活用、コンビニ収納の実施、納税催告センターの設置など。 [実施時期 平成20年度～]

② 市有財産の有効活用等

市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで広告料収入を得るという新たな財源確保に努めます。また、使用料・手数料について必要な改定を行います。

さらに、市営住宅の空家募集の回数を増やすなど、既存ストックの有効活用を図ることにより、歳入の増加に努めるとともに、市が保有する未利用地についても貸付や売却を進めます。

主な項目	取組内容
広告事業の推進	市報、ホームページ等の媒体を利用し、財源の確保に努めます。 [広告媒体] ・印刷物(広報誌、封筒、はがき、冊子、パンフレット等) ・ホームページ(バナー広告) ・その他の資産(公用車、玄関マット等) ・記念公園総合体育館等のネーミングライツ(施設命名権) [実施時期 平成20年度～]
公有財産の有効活用と財源確保	[自動販売機の公募設置] 本庁舎及び本市公共施設に設置する自動販売機について設置業者を公募し、財源確保に努めます。 [市有地の貸付] 公共施設や空地となっている市有地において、「無人時間貸駐車場」を経営する業者に貸し付け、財源確保に努めます。 [実施時期 平成21年度～]

使用料・手数料の改定	受益と負担の適正化という観点から、原価主義に基づき料金を設定している施設使用料の改定方法等を見直します。 (1) これまで、類似施設間の統一性を確保する観点から、貸館施設は、労働福祉会館等の原価率を基準として、統一した改定率をもって料金改定を実施してきましたが、貸館機能という点では共通しているものの、本来の設置目的はそれぞれに異なり、また、指定管理者制度の導入など管理の体制も変化していることから、この手法を改め、全ての施設について個々に原価計算を行い、それぞれ原価率を算定します。 (2) 原価計算に用いる数値等を一部改めます。 ① 収入額を算出する際、従来は目標利用率を設定し、この数値を用いてきましたが、この設定利用率が、実績と乖離が生じているものが多く、適切な原価率の算定とは言い難いため、施設ごとに実際の利用率(直近3カ年平均)を用います。 ② 本来の機能が専ら貸館施設である施設については、貸室部分の他に、共有部分に係る経費も原価計算の対象とします。 ※ 原価率算定式 $\text{原価率(\%)} = \text{必要経費} \div (\text{利用率 100\%時の収入額} \times 3 \text{カ年平均の利用率})$ 以上の見直しを行った上で実施した実態調査結果に基づき、料金の改定を行います。 具体的には、原則として、原価率が110%を超えるものについて、現下の経済状況等も踏まえ、20%を上限として料金改定を実施します。 [対象] 19施設の使用料 (別途手数料で一般廃棄物処理手数料(業務上多量排出し尿、臨時し尿)を改定します。) [実施時期 平成22年度～]
学校開放運営事業に係る受益者負担の適正化	運動場の夜間照明について、実費弁償相当額を徴収します。(1団体1回1,000円、児童・生徒が中心の団体は500円) [実施時期 平成22年度～]
健康づくり教室事業に係る受益者負担の適正化	健康づくり教室に係る1人あたりの受講料を850円から1,700円に改定します。 [実施時期 平成22年度～]

③ 各種減免制度の見直し

現行の制度の必要性や、他の給付施策等との整合性、阪神間都市等との均衡性などを検証し、制度の見直しを図ります。

主な項目	取組内容
減免制度の見直し	今日的視点から現行制度の必要性が低いもの、他の給付施策(生活保護)等で代替措置がされているもの、阪神間都市等の状況についても検証する中で、制度の見直しを図ります。 [対象] 市税、土地水面使用料、下水道使用料、市営住宅駐車場、幼稚園保育料、市内の施設利用料 [実施時期 平成21年度～]

④ 企業誘致や地域の雇用拡大などに伴う税収の増加

企業誘致を進めることにより、地域経済の活性化や雇用拡大を図り、税収の増加に努めます。

主な項目	取組内容
企業立地促進法の取組	企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、企業立地促進税制等の各種支援策を活用していきます。 [実施時期 平成 20 年度～]

⑤ 実態に見合った地方交付税の確保

法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かない経費などについて、実態に見合った地方交付税措置を行うよう国・県に対して積極的に働きかけ、財源の確保に努めます。

主な項目	取組内容
実態に見合った地方交付税の確保	実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して要望等を行います。 [実施時期 平成 20 年度～]

(2) 人件費の抑制

① 職員定数の削減

事務事業の廃止や執行体制の見直しを行う中で、引き続き積極的な定数削減を行います。また、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、今後急激に職員数が減少していくことから、少数精鋭を基本とした計画的な職員の採用や人材育成、知識や経験の伝承等についても計画的に取り組む中で、組織力や職員のモチベーションの維持、向上に努めていきます。

主な項目	取組内容
職員定数の削減	職員定数について、①今後の行政需要（業務の廃止や見直し、新規事業への対応）、②採用数（人材の確保）や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、③事業分野別の類似都市との比較、④今後の人件費比率の推移への対応等を、退職動向と併せて勘案する中で、平成 20～24 年度の 5 ヶ年で 500 人を目標に削減に取り組んでいきます。 [実施時期 平成 20 年度～]

② 給与構造の見直し等

職員給与については、平成 19 年度から人事院勧告における給与構造改革を踏まえ、給料表の改正等を実施し、大きな構造改善効果額を導き出してきたところですが、平成 20 年度以降についても、国基準の給与制度を基本に、給与構造の見直しを進めるとともに、厳しい財政状況の中、引き続き、市民に対する市職員の姿勢を示すことから、特別職、一般職ともに給与削減措置についても取り組んでいきます。

主な項目	取組内容
給与構造の見直し	国基準を基本に、初任給及び昇格年数の基準並びに期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当について、見直しを行います。 [実施時期 平成 20 年度～]
給与水準の見直し （技能労務職給料表の導入）	作業長、技能長、作業主任、技能員、自動車運転手、作業員、調理師、業務員、用務員、家庭奉仕員及び校務員に対して、技能労務職給料表を導入します。 [実施時期 平成 22 年度～]

期末・勤勉手当の削減	職員の期末・勤勉手当を削減します。 [特別職] 市 長：△25% ⇒ △55% 教 育 長：△10% ⇒ △35% 副 市 長：△20% ⇒ △50% 常勤監査委員：△ 7% ⇒ △32% [一般職] △20% (局長級：△ 5% ⇒ △25%) [実施時期 平成 22 年度～24 年度]
------------	--

(3) 負債の抑制

現在、繰延べしている負債については、償還を基本として縮減に努めるとともに、土地開発公社経営健全化計画の着実な実施を図ることなどにより、負債の抑制に向けた取組を進めます。

また、市債残高の抑制については、高金利の政府系資金については繰上償還・低金利な市債への借換を行い、さらに、通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とします。

主な項目	取 組 内 容
土地開発公社経営健全化計画の取組	総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいきます。また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充します。 [実施時期 平成 18～22 年度 (計画期間)]

(4) 事務事業の見直し

① 民間等において実施されている同種サービス等の見直し

今日的視点から公共施設の民間等への移管を検討するとともに、民間等において実施されている同種サービスや、費用対効果が十分でないもの、さらに当初目的を達成したと思われるサービス等について見直ししていきます。

主な項目	取 組 内 容
し尿処理方法の見直し	老朽化により更新時期を迎えている、し尿等の処理設備を更新せず、東部浄化センターに圧送し処理します。 [実施時期 平成 22 年度～]
市民窓口業務の検証	平日時間外及び土曜日の窓口を阪急塚口サービスセンターに集約し、併せて土曜日に住民異動届の受付を行います。また、電話予約による本庁及び地区会館での取扱を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し	総合センターの施設、組織及び事務事業について見直します。 [実施時期 平成 20 年度～]
市立全日制高等学校の見直し	高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行います。 [実施時期 平成 23 年度～]

市立幼稚園の見直し	現在の園児数の確保を基本に、将来の幼児数の推移等を考慮する中で、今後の市立幼稚園の機能及び役割、適正規模・適正配置のあり方や、市立幼稚園における教育向上策等について検討します。 [実施時期 平成 22 年度～]
小学校給食調理業務の見直し	給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託します。 [実施時期 平成 19 年度～]
行政協力員制度の見直し	行政協力員制度を廃止し、コミュニティ連絡板への掲示等については、地域住民を中心に広く無償による協力を求める新たな仕組みとします。また、インターネットの活用やポスター掲示等の協力事業者を募るなど、広報手段の拡充に努めます。 [実施時期 平成 22 年度～]
さわやか指導員制度の見直し	今後もごみ減量・リサイクルを推進するため、制度は継続しますが、実費弁償及び傷害保険料等を除き、報償費は無償とします。 [実施時期 平成 22 年度～]
公民館業務の見直し	6地区公民館に人員・財源を集中し機能の強化を図ることにより社会教育の発展を目指すとともに、16公民館分館については利用者の活動場所の確保に努める中で、順次、地域に移管等を行い廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
防災行政無線の保守管理方法の一部見直し	市内3箇所を設置している防災行政無線（移動系）の回線を休止します。また、市内332箇所の戸別受信機の保守点検方法を見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]
自然学校推進事業に係る保護者負担の適正化	自然学校における一般児童の食費、副食費及び教材費に係る保護者負担に対する公費負担を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
審議会等報酬、報償費の見直し	本市の財政状況を踏まえて、審議会等の報酬、報償費を見直します。 [報酬] 附属機関の委員及び消防団員等の報酬について、1割程度削減します。 [報償費] 学識経験者の報償費について1割程度削減します。また、学識経験者以外の委員（各種団体推薦委員、公募市民委員）については実費弁償分を除き、報償費を無償とします。 [実施時期 平成 22 年度～]
謝礼的報償費の見直し	謝礼的な報償費を支払っている制度を廃止するか、制度を継続するものについても傷害保険料及び実費弁償分を除き、報償費を無償とします。 [実施時期 平成 22 年度～]
公共施設の見直しの検討	統廃合も含めた今後のあり方について検討します。 [実施時期 平成 22 年度～]
イベント行事等の一時凍結	市民まつりの補助を凍結します。近松賞については上演時期を延期し、補助金を削減します。その他、年中行事的なまつり等について、凍結・休廃止に向けて検討、協議を進めます。 [実施時期 平成 22 年度～]
職員厚生会事業の見直し	職員の福利厚生事業に対する事業主負担を見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]

灰溶融炉の運転方法の見直し	副産物であるスラグの売却可能量に見合った運転に変更します。 [実施時期 平成 21 年度～]
道路清掃業務委託の見直し	道路上の土砂等の堆積状況を踏まえ、委託業務を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
精神障害者社会復帰対策推進事業の見直し	精神障害者の社会復帰対策推進事業から他の精神障害者福祉ホームと同様の福祉ホーム事業へ転換します。 [実施時期 平成 22 年度～]
障害者地域生活援護事業等補助金の廃止	障害者地域生活援護事業としての身体障害者生活ホームに対する補助事業を廃止します。また、精神障害者共同生活援助運営円滑化事業（グループホーム）に対する補助金を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
老人クラブ研修関係事業の見直し	平成 22 年度に委託料単価を 1/2 に減額し、23 年度で廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
老人いきいの家運営事業費の見直し	老人いきいの家への委託料単価を 12 万円から 10 万円に減額します。 [実施時期 平成 22 年度～]
地域福祉サポート事業の見直し	本事業を 22 年度から地域高齢者福祉活動推進事業に転換します。 [実施時期 平成 22 年度～]
法人保育園待機児童解消加算補助金の見直し	法人保育園が定員を超えて児童の保育を行う場合に支給する補助金を見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]
母子福祉施策の見直し	本庁の母子自立支援員を増員し、直接的な母子家庭の母等の就労支援や生活支援などは強化しますが、講座等の間接的な支援を行う母子福祉センターは廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
商業活性化対策支援事業の見直し	各種助成事業の内容を見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]
事業所景況等調査事業の一部見直し	事業所景況等調査事業（事業所景況調査、特定経済動向調査）のうち、特定経済動向調査を廃止します。 [実施時期 平成 23 年度～]
特許権取得サポート事業の廃止	特許権取得に係る補助金を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
アーケード維持管理費補助金の廃止	平成 22 年度に補助率を 30% に見直し、平成 23 年度に事業を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
(財)尼崎地域・産業活性化機構への事務委託事業の一部見直し	産業支援策の一部を(財)尼崎地域・産業活性化機構に委託していますが、業務の一部見直しに伴い、当該委託料についても見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]
中小企業経営相談事業委託の見直し	中小企業経営専門相談事業を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
消防指令業務の共同運用	尼崎市、伊丹市の現有消防指令管制システムの更新時期に合わせ、両市共有のシステムとして更新整備し、消防指令業務の共同運用を実施します。 [実施時期 平成 23 年度～]

② 随意契約の見直し

公平性、透明性、競争性の観点から、現在、随意契約で実施している事務事業については競争入札へ変更していきます。

主な項目	取 組 内 容
電力自由化による電力契約の変更	電力の自由化を踏まえ、入札により電力契約会社や契約方法等を見直し、電気料金の縮減を図ります。 【実施時期 平成 20 年度～】
一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約方法の見直し	一部地域で試行的に行っていた一般家庭ごみ収集運搬業務委託の競争入札を、全委託地域の競争入札に見直します。 【実施時期 平成 21 年度～】

③ 市単独事業等の見直し

税を財源として実施している市単独事業等で、年齢などを基準とした一律給付的な事業については、利用者負担の導入など施策の転換も含め、事業のあり方について見直していきます。

主な項目	取 組 内 容
老人市バス特別乗車証制度の見直し	受益者負担の観点により、利用者から一部負担金を徴収します。特別乗車証は、交付（更新）時に一定額を事前に負担いただくフリーパス方式と、乗車のつど一定額を負担いただくコイン方式のいずれかとします。なお、一部負担金の徴収にあたっては、低所得者への配慮と利用者の負担感を考慮して、経過措置を設けます。 【平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月】 ・コイン方式：1 乗車につき 50 円 ・フリーパス方式：低所得Ⅰ等 2,700 円、低所得Ⅱ 4,500 円、一般 9,000 円 【平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月】 ・コイン方式：1 乗車につき 50 円 ・フリーパス方式：低所得Ⅰ等 3,600 円、低所得Ⅱ 6,000 円、一般 12,000 円 【平成 24 年 10 月～】 ・コイン方式：1 乗車につき 100 円 ・フリーパス方式：低所得Ⅰ等 4,500 円、低所得Ⅱ 7,500 円、一般 15,000 円 【実施時期 平成 22 年度～】
ねたきり者等歯科保健対策事業の見直し	現行の事業のうち、特別養護老人ホーム入居者への口腔ケア等については、平成 23 年度に廃止します。 【実施時期 平成 23 年度～】
金婚夫婦祝福事業の見直し	祝福記念品の授与を廃止します。 【実施時期 平成 22 年度～】
敬老事業（地域敬老委託事業）の見直し	本事業を平成 22 年度から地域高齢者福祉活動推進事業に転換します。 【実施時期 平成 22 年度～】
市民農園整備事業費補助金の廃止	従来の市民に農地を貸す地貸型市民農園の新規開設に係る整備補助金制度を廃止し、新たに体験型市民農園整備事業に取り組みます。 【実施時期 平成 22 年度～】
修学援助金交付金の見直し	高校生等に係る国の新たな施策の動向等を踏まえる中で、国制度への転換を基本に、制度の見直しについて検討します。 【実施時期 平成 23 年度～】

要保護・準要保護児童生徒就学援助金の見直し	宿泊訓練費の上乗せ補助(市単独部分)及び、課外クラブ活動費補助(市単独事業)を廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]
私立幼稚園就園奨励補助金の見直し	国制度への準拠を基本に、4・5歳児のA～Dランクにおける上乗せ補助(17,300 円)及び、市単独補助のEランクを廃止します。 [実施時期 平成 22 年度～]

④ 外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進

「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成 19 年 1 月)の方針に基づき、随意契約をしていた業務委託の競争入札への変更及び委託料・補助金の削減等の取組を促進するとともに、統廃合に向け団体との協議調整を進めます。

主な項目	取 組 内 容
外郭団体等経営改善の取組促進	外郭団体等に対する人件費補助金等を見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]

目標 2 「地域社会で支える仕組みづくり」

(1) 地域コミュニティの振興

少子高齢化や情報化などの社会情勢の変化の中で、個々の価値観やライフスタイルなども変化してきており、それに伴って地域課題はますます多様化・複雑化しています。これまでは、生活保護などの市民生活を支える仕組みが、公的なセーフティネットとして機能してきました。しかし、多様化・複雑化しているこれらの地域課題に対しては、市民や地域団体、NPO法人、事業者、行政などの地域の多様な主体によって、対応していかなければなりません。

また、児童虐待問題や、悪質商法などの消費者被害といった、個人の努力だけでは容易に脱却できない生活困難事象については、地域住民などの協力を得ながら、行政が主体となって対応していますが、このような市民と行政による連携の取組は重要になってきます。

こうした協働のまちづくりで地域の力を高めていくことを基本として、市民と行政が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく取組を、今後もさらに広めていくとともに、そのためには地域コミュニティの活性化が重要であり、身近な地域での出会いの場づくりを通じて、地域を構成する多様な主体の連携づくりに取り組みます。

主な項目	取 組 内 容
要援護高齢者見守り対策検討事業(国モデル事業:安心生活創造事業)	国の新規事業である安心生活創造事業のモデル都市となり、平成 22 年度はモデル地区を4箇所拡充して計6箇所で実施し、地域における見守り活動をさらに進めます。 [実施時期 平成 21 年度～]
地域高齢者福祉活動推進事業	各単位福祉協会又は連絡協議会等が行う地域における安全安心活動や引きこもりの防止・解消活動、地域住民の交流、学習教養・敬愛事業等や、地域で自主的に活動するグループが実施する高齢者への昼食の提供や養護等の福祉活動について、補助金を交付します。 [実施時期 平成 22 年度～]

(2) 地域活動団体の育成・支援

今後、協働の取組をさらに広げていくためには、今まで縁のなかった市民が新たにまちづくりに参加することや、協働の考え方に基づく取組が行政の様々な分野にまで拡大・浸透することが求められていることから、若い世代や団塊の世代をはじめ、より多くの市民がまちづくりに参加するきっかけとなるような意識啓発や、協働を進める職員の自覚と責任を促す仕組みづくりなどの取組を進めます。

また、活発化しつつある市民の自主的な活動への支援を充実するため、市民活動の展開のための側面的支援に向けた取組を進めるとともに、事業者が市民活動を支援するなど、市民が市民活動を支援する仕組みづくりに向けた取組を進めます。

主な項目	取 組 内 容
協働に関する市民意識の啓発	まちづくりへのより多くの市民参加を促進するため、協働や市民活動について、市民意識を啓発する学習会・講座、活動事例紹介などを実施します。 【実施時期 平成 20 年度～】
協働推進担当職員の配置	職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置します。 【実施時期 平成 20 年度～】
公募制補助金制度の充実	広域的または身近な地域で活動している市民活動団体を側面的に支援するため、公募制の補助金制度を充実します。 【実施時期 平成 20 年度～】

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

市民の市政への参加・参画意識や公共サービスを担う力は向上してきており、今後はさらに、そうした意識の高まりや力を最大限に活用していくことが求められます。

こうしたことから、より多くの市民の知識と経験を市政に生かすことができるよう、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実に向けた取組を進めるとともに、地域課題等について、市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え、共に解決していくなど、市民からの提案を実現するための仕組みづくりに向けた取組を進めます。

併せて、地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制の整備など、行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実のための取組を進めます。

主な項目	取 組 内 容
インターネットによる差別書込みモニタリング事業	インターネット掲示板等のモニタリングを行い、差別書込みの早期発見と拡散防止等を図ります。また、悪質な書込みに対しては関係機関等と連携を図りながら削除を要請します。 【実施時期 平成 22 年度～】
あまがさき環境オープンカレッジ推進事業	市民、学校、企業、行政等で組織する実行委員会が「あまがさき環境オープンカレッジ」を運営し、事業等を主催します。また、他の環境NPO等が行う事業についても、一元的に情報発信を行います。 【実施時期 平成 22 年度～】
立体緑化推進事業	本庁舎に加え、保育所・幼稚園等の公共施設における壁面緑化の取組を拡充するなど、普及・啓発事業を展開します。 【実施時期 平成 22 年度～】

みんなでヘルスアップ健診事業	生活習慣病の予防による短期及び中長期的な医療費の適正化に繋げるため、地域ぐるみでの検診受診率向上対策の一環として、これまでの施策に加えて、国保以外の医療保険に加入している市民にも、検診結果をもとにした保健指導を設定します。 [実施時期 平成 22 年度～]
食育推進事業	尼崎市食育推進会議の運営とともに、多様な主体の参加と連携・協力による食育普及啓発事業を実施します。 [実施時期 平成 22 年度～]
地域社会の子育て機能向上支援事業 (コミュニティソーシャルワークの実施)	地域活動や社会資源等を結びつけ、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援することにより、地域社会全体の子育て機能の向上を図ります。 [実施時期 平成 22 年度～]

(4) 情報公開と情報の共有

これまでも行政情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできましたが、今後はさらに、市民活動などに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めていく必要があります。

こうしたことから、引き続き、行政情報の積極的な公開・提供に向けた取組を進めるとともに、市民活動に関する情報の収集・発信に向けた取組を進めます。

主な項目	取 組 内 容
まちづくりに関する情報の共有化	まちづくりに関する情報について、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めるため、次の取組を行います。 ・市報、ホームページ等の充実 ・市民活動発表会の開催 ・公共施設等を活用した情報の発信 ・市民活動情報の集約 [実施時期 平成 20 年度～]

目標 3 「行政経営システムの構築」

(1) 予算編成システムの改革

本プランで目指す財政の健全化、「財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている」状況を達成するために、事業実施部門の知恵と工夫を最大限に生かし、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討します。

あわせて、より効果的な行政運営を目指すため、事務事業評価システムをはじめとする行政評価を予算編成や決算審査に活用するなど、事業の再構築が促進される予算編成システムを構築していきます。加えて改革改善運動など行政運営の中に P D C A サイクルを定着させる取組についても継続して実施します。

また、公会計の整備については、平成 20 年度決算からの公表を目途に、公営企業や第三セクター等も含む連結ベースでの財務諸表の整備を図っていきます。

主な項目	取 組 内 容
予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進めます。 ・各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みの検討 ・行政評価を予算編成、決算審査に活用 ・公会計の整備 [実施時期 平成 20 年度～]

(2) アウトソーシングの推進

アウトソーシングについては、これまでも民間の専門的な知識・ノウハウを活用することにより、行財政運営の減量化、効率化や市民サービスの向上などを図るという観点から、順次取り組んできましたが、硬直化した財政構造の是正に資するため、また、団塊の世代の大量退職に備えるため、さらなる民間活力の活用を図ります。

さらに、アウトソーシングについては、市民や地域団体等の活動の活性化を図り、地域の力を高める機会として、また、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも検討を進める必要があります。

加えて、公共サービスの質の維持・向上や経費の節減を図る一つの手法として、市場化テスト導入の可能性を探っていきます。

主な項目	取 組 内 容
公園等維持管理業務のアウトソーシング	公園等維持管理業務の一部について、委託します。 [実施時期 平成 22 年度～]
道路等維持管理業務のアウトソーシング	市内道路等維持管理業務の一部について、委託します。 [実施時期 平成 22 年度～]
自転車駐車場の管理体制の検討	市営自転車駐車場の管理について、指定管理者制度及び一括管理委託の導入を検討します。 [実施時期 平成 23 年度～]

(3) 指定管理者制度の推進

法令等により指定管理者制度が導入できない公の施設を除く、本市の全ての公の施設について、今日的視点から施設のあり方などを見直す中で、市民サービスの向上や管理経費の縮減等、制度の導入効果が見込める施設については、積極的に指定管理者制度の導入を検討していきます。

また、非公募により指定管理者制度を導入した施設については、2 期目以降の指定管理者の選定にあたり、公募の拡大を図ります。

主な項目	取 組 内 容
図書館業務の指定管理者制度の導入	北図書館の管理運営業務について指定管理者制度の導入を検討するとともに、中央図書館については利用者サービスの一層の充実に向けたより効率的、効果的な執行体制に見直します。 [実施時期 平成 22 年度～]

外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大	「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、公募の拡大を図ります。 (対象施設) ・身体障害者デイサービスセンター ・老人福祉センター ・すこやかプラザ ・有料公園施設(橘・小田南公園内) ・軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内) [実施時期 平成21年度～]
---------------------------	--

(4) 組織の見直し

① 組織体制の簡素・効率化等の推進

自治体を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ確かな意思決定や市民サービスの提供が求められていることから、簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを行います。

主な項目	取組内容
組織体制の簡素・効率化の推進	現行の局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、下位への権限委譲を行うことで、組織構造を改革するとともに、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行います。 これに伴う管理職の削減について、計画期間中の退職者の約半数の削減を目標に取り組んでいきます。また、組織の簡素化や事務の効率化・IT化の流れに伴い、局総務課機能の見直しも併せて行います。 [実施時期 平成20年度～]

② 組織課題や時代に対応した組織体制の整備

新たな組織体制に必要とされる職員像を明確化し、個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、組織目標の実現に向け可能性を最大限に発揮できる新たな人材育成計画を策定するとともに、職員の能力や努力の成果を正当に評価し、人事や給与に反映する新たな人事システムを構築することにより、少数精鋭型組織にふさわしい職員を育成します。

また、新たな課題や組織を横断する課題に柔軟に対応していくため、組織の弾力的な運用を行います。

主な項目	取組内容
組織課題や時代に対応した組織体制の整備	・新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していきます。 ・職員の能力と業務能率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員の能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていきます。 ・新たな課題や組織を横断する課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、組織の改編に加え、プロジェクトチームの活用や組織事務分担の見直しについても年度途中も含め、より臨機応変な仕組みを構築します。 [実施時期 平成20年度～]

○ 改革改善の取組一覧 (取組方針別)

		事業名
目標 1 財政の健全化	(1) 財源の確保	収入率の向上
		収入率の目標数値の設定 (市税)
		収入率の目標数値の設定 (保育所保育料)
		収入率の目標数値の設定 (市営住宅家賃)
		インターネット公売
		市税のコンビニエンスストア収納の実施
		市税滞納者に係る差押えの強化
		納税催告センターの設置
		国民健康保険料収納業務の見直し
		広告事業の推進
		公有財産の有効活用
		使用料・手数料の改定
		保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し
		弥生ヶ丘墓園管理料制度の見直し
		斎場使用料の見直し
		保健所使用料の見直し (市外加算)
		市営住宅空家募集回数の増
		市営住宅維持管理業務の見直し (市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)
		市営住宅空き駐車場の有効活用方策の調査・検討
		無料公園施設の有料化
		市立幼稚園保育料の見直し
		学校開放運営事業に係る受益者負担の適正化
		公有財産の有効活用と財源確保 (自動販売機の公募設置)
		健康づくり教室事業に係る受益者負担の適正化
	(2) 人件費の抑制	各種減免制度の見直し
		減免制度の見直し
		企業誘致や地域雇用などに伴う税収の増加
		企業立地促進法の取組
		実態に見合った地方交付税の確保
		実態に見合った地方交付税の確保
		職員定数の削減
		職員定数の削減
		給与構造の見直し等
		給与水準の見直し(技能労務職給料表の導入)
		住居手当の見直し
		通勤手当の見直し
		期末・勤勉手当の削減
		給与削減措置の実施
	(3) 負債の抑制	負債の抑制
		土地開発公社経営健全化計画の取組
	(4) 事務事業の見直し	高金利の政府系資金の繰上償還、借換
		公衆・公園等便所清掃業務の見直し
		し尿等処理方法の見直し
		市民窓口業務の検証
		総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し
		まつば園の民間移管
		保育所の環境改善及び民間移管
		労働福祉会館、労働センターの施設のあり方を見直し
		尼崎市立勤労者レクリエーションセンターの民間移管
		魚つり公園施設の見直し
		市民プールの整理統合
		市立全日制高等学校の見直し
		市立定時制高等学校の見直し
		市立幼稚園の見直し
		小学校給食調理業務の見直し

行政協力員制度の見直し

文書発送方法の見直し

浄書等業務の契約方法の見直し

事務の概要の廃止

職員貸与被服の見直し

公用車運転業務の見直し

ごみの減量・リサイクルの推進

さわやか指導員制度の見直し

車両整備業務の見直し

クリーンボックスの見直し

市民まつり協議会事務局機能の移管

市民相談業務(交通事故相談業務)の見直し

ちかまつ・文化関係業務の見直し

医療資金融資あっ旋預託金の廃止

高齢者住宅整備資金貸付金の廃止

福祉医療に係る事務委託料等の見直し

ベビーホーム委託事業の廃止

法人保育園中規模施設改修補助金の廃止

青少年センター機能の見直し

訪問リハビリテーション事業の廃止

商工業施策の体系的整理とメニュー化

産業・労働部門の各種表彰事業の見直し

財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所への派遣の見直し

勤労者福祉資金融資制度の廃止

尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化

まちかどチャタリング賞の実施方法の見直し

交通安全教育体制の見直し

通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化

緑化普及啓発業務執行体制の見直し

道意地下道管理業務の見直し

下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減

下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)

優良建築物等整備事業の休止

市街地再開発事業等特別融資あっ旋事業の廃止

市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度等利子補給事業の廃止

尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し

緊急車両の配置、運用、装備等の見直し

市立高等学校施設管理業務の見直し

公民館業務の見直し

ネットモニターの廃止

商業活性化対策協議会支援事業の見直し

工業活性化施策の一部見直し

産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業の見直し

尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅等建替に係る助成事業の廃止

尼崎市密集住宅市街地整備地区民間賃貸住宅建設資金利子補給事業の廃止

尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅建替促進家賃対策補助事業の廃止

セットバック緑化事業助成制度の見直し

防災行政無線の保守管理方法の一部見直し

消防・救急無線の保守管理、運用方法等の見直し

自家給油取扱所の機能拡充(公用車燃料補給手法の見直し)

いきいき学校応援事業の一部見直し

社会体験活動事業(研修事業)の廃止

生涯スポーツ・レクリエーション事業運営内容の一部見直し

自然学校推進事業に係る保護者負担の適正化

審議会等報酬、報償費の見直し

謝礼的報償費の見直し

	公共施設の見直しの検討 イベント行事等の一時凍結 職員厚生会事業の見直し 灰溶融炉の運転方法の見直し 道路清掃業務委託の見直し 精神障害者社会復帰対策推進事業の見直し 障害者地域生活支援事業等補助金の廃止 老人クラブ研修関係事業の見直し 老人いこいの家運営事業費の見直し 地域福祉サポート事業の見直し 法人保育園待機児童解消加算補助金の見直し 母子福祉施策の見直し 商業活性化対策支援事業の見直し 事業所景況等調査事業の一部見直し 特許権取得サポート事業の廃止 アーケード維持管理費補助金の廃止 仙崎地域・産業活性化機構への事務委託事業の一部見直し 中小企業経営相談事業委託の見直し 消防指令業務の共同運用
随意契約の見直し	電力自由化による電力契約の変更 一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約方法の見直し
市単独事業等の見直し	老人市バス特別乗車証制度の見直し 敬老関係事業（記念品事業）の見直し 福祉医療助成制度の見直し ねたきり者等歯科保健対策事業の見直し 金婚夫婦祝福事業の見直し 敬老事業（地域敬老委託事業）の見直し 市民農園整備事業費補助金の廃止 修学援助金交付金の見直し 要保護・準要保護児童生徒就学援助金の見直し 私立幼稚園就園奨励補助金の見直し
外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進	猪名野やすらぎ荘の廃止 長安寮の移管 母子生活支援施設の移管 尼崎学園の移管 財団法人尼崎健康・医療事業財団補助金の見直し 財団法人尼崎口腔衛生センター補助金の見直し 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃貸借契約の見直し 外郭団体等経営改善の取組促進

目標 2 地域社会で支える仕組みづくり	(1) 地域コミュニティの振興	地域社会で要支援者を支える仕組みづくり	要支援高齢者見守り対策検討事業(国モデル事業: 安心生活創造事業) こんにちは赤ちゃん事業
		地域課題解決のための様々な主体の連携づくり	地域における協働運営の仕組みづくり 身近な地域での出会いの場づくり 地域高齢者福祉活動推進事業
	(2) 地域活動団体の育成・支援	市民参加・参画の意識づくり	協働に関する市民意識の啓発
		職員の意識づくり	職員研修の充実 協働推進担当職員の配置
		市民活動の展開のための側面的支援	公募制補助金制度の充実
		市民が市民活動を支援する仕組みづくり	
	(3) 多様な主体との連携・協働の推進	様々な段階での市民参加・参画の機会の充実	Eメールによるアンケートの充実 市政サポーター制度の実施 市民による協働の取組の検証 産業人材育成支援事業(次世代育成事業) インターネットによる差別書込みモニタリング事業 あまがさき環境オープンカレッジ推進事業 立体緑化推進事業 みんなでヘルスアップ健診事業 食育推進事業
		市民からの提案を実現するための仕組みづくり	提案型協働事業制度
		行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実	地域社会の子育て機能向上支援事業(コミュニティソーシャルワークの実施)
	(4) 情報公開と情報の共有	行政情報の積極的な公開・提供	まちづくりに関する情報の共有化 ①市報、ホームページ等の充実
		市民活動に関する情報の収集・発信	まちづくりに関する情報の共有化 ②市民活動発表会の開催 ③公共施設等を活用した情報の発信 ④市民活動情報の集約
目標 3 行政経営システムの構築	(1) 予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築	予算編成システムの改革
	(2) アウトソーシングの推進	適切な業務執行体制のもと、さらなる民間活力の活用	市報あまがさき編集業務の見直し 巡回郵便業務及び文書集約業務の見直し 庶務事務センターの設置 境界明示業務の見直し 下水道管渠維持管理業務の見直し 公園等維持管理業務のアウトソーシング 道路等維持管理業務のアウトソーシング 自転車駐車場の管理体制の検討
	(3) 指定管理者制度の推進	公の施設における指定管理者制度の推進及び公募の拡大	図書館業務の指定管理者制度の導入 あこや学園のアウトソーシング 直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討 外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大
	(4) 組織の見直し	組織体制の簡素・効率化等の推進	組織体制の簡素・効率化の推進
		組織課題や時代に対応した組織体制の整備	組織課題や時代に対応した組織体制の整備

第3章 主要な施策

限られた経営資源を集中する中で、市民の健康づくりや生活の安全・安心の確保、子育て支援、学力向上に加え、環境保全や産業の振興、雇用の支援など、今日的な課題に対して重点的に取り組んでいくため、平成22年度は厳しい財政状況下においても、次の3点を施策の重点化方向として位置づけ、新規・拡充事業を展開していきます。

《施策の重点化方向》

1. 安全安心のパラダイム・シフト 「対処」から「予防」へ
2. 未来への人「財」づくり
3. 持続可能なまちづくり

・事業費は千円単位で計上
・()内は拡充事業の全体事業費のうち、
拡充部分の事業費
・※は債務負担行為額

(単位:千円)

№	区分	事務事業名	事業概要	事業費 ()は拡充部分
1. 安全安心のパラダイム・シフト 「対処」から「予防」へ				
1	拡充	ヘルスアップ尼崎戦略事業(みんなでヘルスアップ健診事業)	生活習慣病の予防による短期及び中長期的な医療費の適正化に繋げるため、地域ぐるみでの健診受診率向上対策の一環として、これまでの施策に加えて、国保以外の医療保険に加入している市民にも、健診結果をもとにした学習機会(保健指導)を設定する。 また、生活習慣病予防対策を今後、総合的に取り組むにあたり、課題を抽出するため、年次を区切って、被用者保険の若年層に対しても生活習慣病予防健診・保健指導を実施するとともに、庁内で情報共有できるようガイドライン策定に向けた体制づくりなどの調整を行う。	610,485 (25,212)
2	拡充	要援護高齢者見守り対策検討事業(国モデル事業:安心生活創造事業)	高齢者の孤独死や介護疲れによる不幸な事例が社会的な問題となっており、こうした悲劇を未然に防ぐ方法の一つとして、国のモデル事業(平成21～23年度)を活用しながら、見守りを必要とする高齢者等に対し、定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り体制を構築していく。 平成22年度は、引き続き国の補助を活用しつつ、モデル地区を4ヶ所拡充して、計6ヶ所で実施していくなど、地域における見守り活動をさらに進める。	9,860 (8,870)

3	新規	地域高齢者福祉活動推進事業	各地区で敬老月間にふさわしい事業（友愛訪問、講演会、敬老会等）を開催してきた地域敬老事業と、地域の高齢者に対して昼食の提供や養護等を行うグループに活動費の一部を助成してきた地域福祉サポート事業を転換し、尼崎市社会福祉協議会が地域高齢者福祉活動を推進するため実施する事業に対し、補助金を交付し、広く市民が高齢者福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、高齢者の生きがいと自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進する。 (1) 一般事業 各単位福祉協会又は連絡協議会等が継続的に行う次の事業 ①地域における安全安心活動 ②引きこもり防止又は解消活動 ③地域住民交流事業 ④学習教養・敬老事業 (2) 地域高齢者ふれあい活動事業 地域で自主的に活動するグループが実施する高齢者への昼食の提供や養護等の福祉活動	47,208
4	新規	高齢者緊急一時保護事業	虐待を受けているなど、緊急に施設での短期入所が必要な人が発見され、入所施設の手配などが図られない場合に、あらかじめ市が確保しておくショートステイ床に一時保護する。	2,737
5	新規	ひょうごこども医療費助成事業	安心して子育てができる環境を創出するため、兵庫県の補助により小学4年生から中学3年生までの入院にかかる健康保険の自己負担金の1/3を助成する。	11,602
6	拡充	妊婦健診事業	前期・後期健診と基本健診12回分、計14回分助成している妊婦健診のうち、基本健診6回分について超音波検査を含む健診に拡充する。	268,891 (48,359)
7	新規	食育推進計画の推進	尼崎市食育推進計画（平成21年度策定予定）に基づき、幅広い分野の関係者がそれぞれの立場で連携して取組を実施するとともに、「食」に関する情報の収集・提供を行う。また、公募市民、関係機関・団体の代表、学識経験者等で構成する食育推進会議を開催し、尼崎市食育推進計画を推進する。 公立保育所においては、幼児期から食への関心を高め、正しい食習慣を身につけるための取組を実施するとともに、保育所職員に対する食育推進研修を実施する。	279
8	拡充	救急体制充実強化事業	救急需要の増加に対応し、迅速かつ高度な救急活動により市民等の生命・身体を守るため、平成23年度から救急隊を中消防署三和分署に1隊増隊する。平成22年度は増隊に向け、庁舎改修等を実施する。	39,749 (10,783)

2. 未来への人「財」づくり				
1	新規	インターネットによる差別書込みモニタリング事業	インターネットを利用した人権侵犯事件が増加していることから、「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現を目指して、インターネットによる差別書込みについて、市と関係団体との協働により、モニタリングを行ない差別書込みの早期発見と拡散防止等を図る。	321
2	新規	子ども家庭相談支援体制整備事業（スクールソーシャルワークの実施）	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、要支援の子どもを早期発見し、適切な支援につなげるため、子ども家庭相談支援体制を整備する。その中で、就学後対応の機能強化を図る視点から、学校現場に出向き、要支援の子どもの背景要因の把握、支援方針の調整、関係機関と連携し適切な対応を図る専門員を配置しスクールソーシャルワークを実施する。また、支援に行き詰まる事例について、専門的知見から助言、指導等を行う体制の充実等を行う。 ※事業費には職員人件費及び嘱託員報酬を含む。	27,725
3	新規	地域社会の子育て機能向上支援事業（コミュニティソーシャルワークの実施）	「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、子どもに関する施策等を行う各分野が連携し、保護者、地域住民、子ども施設、事業者等の主体的な取組が進むように働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援する専門員を配置しコミュニティソーシャルワークを実施する。 ※事業費には職員人件費及び嘱託員報酬を含む。	11,821
4	拡充	児童ホーム待機児童対策事業（児童ホーム整備事業）	待機児童の多い児童ホームの改築を行い、入所定員を増やすことで、待機児童の解消を図る。 対象 ・立花児童ホーム ・武庫庄児童ホーム	62,036 (60,502)
5	新規	保育所の質の向上事業	「尼崎市の保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、公立と私立の保育所が連携し保育の質の向上に取り組む。 ・公立及び私立の保育所の代表者を構成員とした協議会の設置 ・保育内容の研究 ・保育の専門研修等	170

6	新規	法人保育園の施設改修等補助金	保育環境の向上及び待機児童の解消を図るため、安心子ども基金を活用して、定員増を伴う改修等の整備を行う法人保育園に対し、その費用の一部を補助する。 ・老朽化による建替え整備 ・保育園の分園整備	130,456
7	新規	(仮称) 尼崎双星高等学校ICT環境整備事業	(仮称) 尼崎双星高等学校では、特色の一つとして情報教育の推進を掲げており、生徒に現在の情報化社会に対応できる基礎的な能力や情報モラルなどの正しい知識を習得させるとともに、生徒の資格取得等を支援するため、各種学習システムの活用や関係機器等を整備し、情報教育推進のためのネットワークを構築する。 ※平成22年度は、現在、尼崎東と尼崎産業の両校で使用している学習用コンピュータなどの移設経費等を計上。(各種システムの活用や関係機器の稼働は平成23年度から)	7,147 ※279,255
8	拡充	市立全日制高等学校活性化推進事業	(仮称) 尼崎双星高等学校の創設を視野に入れた中で、市立全日制高等学校の特色づくりと活性化を通じて、本市の指導の方針に基づく教育目標、目的を実現し、生徒の個性を活かした生きる力を育むとともに、魅力ある学校づくりを推進するため、次の事業を展開する。 (1) 尼崎東高等学校 同校の特色である音楽類型のレベルアップを図るため、授業に加えて放課後に個別のレッスンをを行うための専門の講師を招聘し、楽器演奏等の技術指導を行う。 (2) 尼崎産業高等学校 専門学科生(商業科、機械科、電気科)を対象に、各学期、学科ごとに企業等から講師を招聘し、社会の実情等を学ぶ課題研究型の授業を実施する。	6,014 (4,616)
9	新規	学力向上クリエイト事業	各小・中学校が抱えている学力向上に係る課題に対応していくため、従来の市教委による画一的な支援から、各小・中学校が自らの課題を分析し策定した学力向上計画を精査した上で、必要な取組を支援する内容に転換、再構築することにより、学校独自の学力向上対策の充実、強化を図り、各小・中学校の実態に応じた多様な教育を推進する。 ※事業費には嘱託員報酬を含む。	88,464
10	新規	学力・生活実態調査事業(対象学年の変更)	小学校から中学校に進むにあたり、学習環境が大きく変化する中で新たな環境に適応できない等の状況が全国的に問題視されつつあることを踏まえ、その実態や影響等を調査、分析し、今後の学力向上施策をより効果的に推進していくため、現在、小学校3～5年生及び中学校2～3年生を対象に実施している学力・生活実態調査の調査対象を、小学校6年生及び中学校1～2年生に変更する。	10,011

3. 持続可能なまちづくり				
1	新規	新尼崎市地球温暖化対策地域推進計画策定事業	「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」が、平成22年度に目標年度を迎えることから、計画の見直しを行い、「新尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定する。	5,200
2	拡充	立体緑化推進事業	地球温暖化及びヒートアイランド対策として効果が期待できる壁面緑化の普及を促進するため、公共施設における取組を拡充するとともに、市民・事業者への普及・啓発事業を展開する。 (1)本庁舎の壁面緑化 (2)保育所・幼稚園等の壁面緑化(拡充) (3)市民・事業者への普及啓発	4,047 (1,222)
3	新規	あまがさき環境オープンカレッジ推進事業	市民、学校、企業、行政で組織する実行委員会が「あまがさき環境オープンカレッジ」を運営し、環境学習講座等の事業を主催する。また、市民団体等が行う行事についても、環境をキーワードに情報を集約し、連携事業として一元的に情報発信を行う。	2,360
4	新規	一般廃棄物処理基本計画策定事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で、市が策定を義務付けられている基本計画について、現計画が平成22年度に目標年度を迎えるため、新たに次期計画を策定する。	4,818
5	新規	プロダクトデザイン戦略支援事業	中小企業者の高付加価値化への取組の一つとして、製品デザインの取組を進め、新たな事業転換等に結びつけることにより本市産業の活性化を図る。 ・デザインセミナーの実施 ・「ものづくりデザイン展」(仮称)の実施 ・デザイン講座の開催	584
6	拡充	地域雇用・就労支援事業	雇用・就労、労働条件、スキルアップに関する情報を集約し、提供するとともに、企業等で働く意欲はあるが就労につなぐに困難な者(就労困難者)に対する雇用・就労に関する一元的な相談窓口を設置することにより、雇用・就労の支援体制をつくる。 ・地域雇用・就労相談窓口の設置 ・労働相談 ・キャリアカウンセリング ・キャリアコンサルティング ・各種雇用・労働政策情報の集約(ホームページの作成) ※事業費には嘱託員報酬を含む。	12,286 (9,179)
7	新規	体験型市民農園整備事業	農地の保全と市民が農業体験できる場を提供するため、従来の市民に農地を貸す地貸型市民農園への事務支援を継続しつつ、新たに、農家の指導のもとに初心者でも農業に親しむことができる体験型市民農園の整備費補助や募集等の支援を行う。	1,500

× 毛



みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 企画財政局 調整担当

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁舎北館 4 階

電 話 番 号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

E メ ー ル ama-gyoseikeiei@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>